

前 金	部 分 払
有	0 回

令和 元 年 度
建整公園補 第 1-1 号

香良洲高台防災公園実施設計等業務委託

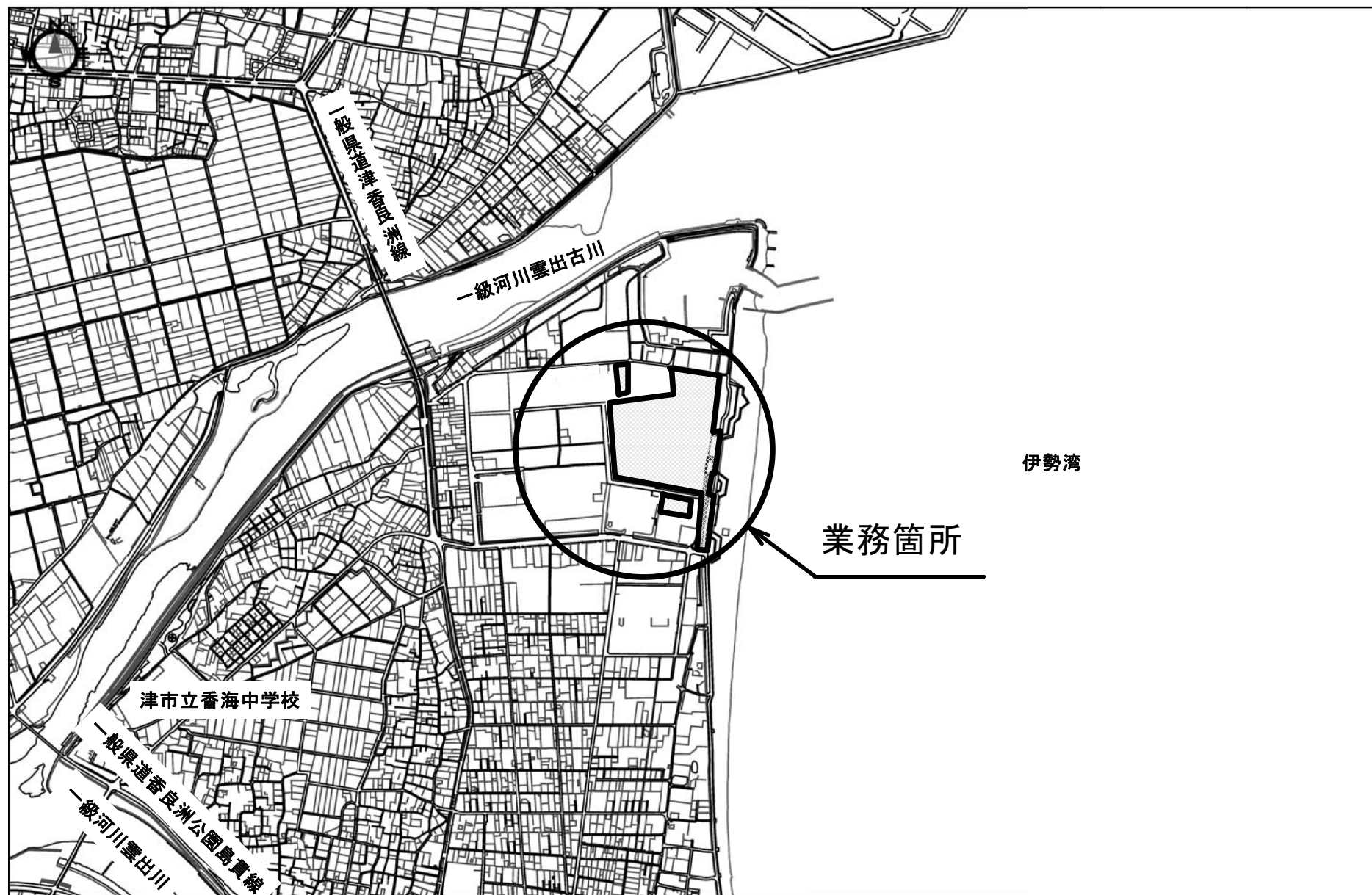
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津 市
建設部建設整備課

令和 元 年度		建整公園補 第 1－1 号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所		津市香良洲町地内		参事兼課長	
				検算者	
委託名		香良洲高台防災公園実施設計等業務委託		調整担当主幹	
				設計者	
設計額		(うち消費税等相当額)			
履行期間		令和2年3月27日限り			
長	—		巾	—	
業 務 の 大 要					
実施設計 1式					

位置図

令和元年度建整公園補第1-1号
香良洲高台防災公園実施設計等業務委託



設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務								
01:測量・調査計画								
応用測量				式				
					1.000			
路線測量				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
打合せ				式				
					1.000			
打合せ協議				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
安全費(率計上額)				式				
					1.000			
直接測量費計				式				
					1.000			
諸経費				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量・調査計画業務価格				式				
					1.000			
設計・解析・調査業務								
02:設計・解析・調査								
公園緑地設計				式				
					1.000			
公園緑地設計				式				第 0003 号 明細表
					1.000			
打合せ				式				
					1.000			
打合せ協議				式				第 0004 号 明細表
					1.000			
その他				式				
					1.000			
その他				式				第 0005 号 明細表
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
合計業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[測量・調査計画]

第 0001 号 明細表 路線測量					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
中心線測量 (路線測量) 測点間隔 20m 曲線なし	km				第0001号施工単価表
		0.300			
横断測量 (路線測量) 測点間隔 20m 測量巾 290 m 曲線数なし	km				第0002号施工単価表
		0.300			
合 計					

第 0002 号 明細表 打合せ協議					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ等 業務着手時打合せ計上しない 中間打合せ 1 回 成果物納入時打合せ計上しない	業務				第0003号施工単価表
		1.000			
合 計					

[設計・解析・調査]

第 0003 号 明細表 公園緑地設計						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
実施設計		業務				第0001号単価表
			1.000			
合 計						

第 0004 号 明細表 打合せ協議						1 式
						(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ等 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 3 回 成果物 納入時打合せ計上		業務				第0004号施工単価表
			1.000			
合 計						

[設計・解析・調査]

第 0005 号 明細表 その他					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鳥瞰図作成 A3サイズ 1 枚	式				第0009号単価表
		1.000			
協議用資料作成	機関				第0010号単価表
		2.000			
合 計					

中心線測量（路線測量） 測点間隔 20m 曲線なし				第 0001 号 施工単価表 1.000 km 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師	人					
測量技師補	人					
測量技師	人					
測量技師補	人					
測量助手	人					
機械経費	%					
材料費	%					

中心線測量（路線測量） 測点間隔 20m 曲線なし				第 0001 号 施工単価表 1.000 km 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
精度管理費	%				
合計	式	1.000			
単位当り	km	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
曲線数（単曲線換算） 測点間隔			曲線なし 測点間隔 20m		

横断測量（路線測量） 測点間隔 20m 測量巾 290 m 曲線数なし				第 0002 号 施工単価表 1.000 km 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師	人					
測量技師補	人					

横断測量（路線測量） 測点間隔 20m 測量巾 290 m 曲線数なし					第 0002 号 施工単価表 1.000 km 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量助手	人					
測量技師	人					
測量技師補	人					
測量助手	人					
機械経費	%					
材料費	%					
精度管理費	%					

横断測量（路線測量） 測点間隔 20m 測量巾 290 m 曲線数なし				第 0002 号 施工単価表 1.000 km 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合計	式	1.000			
単位当り	km	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
曲線数（単曲線換算） 測点間隔 横断測量巾実数値			曲線数なし 測点間隔 20m 測量巾 290 m		

打合せ等 業務着手時打合せ計上しない 中間打合せ 1 回 成果物納入時打合せ計上しない				第 0003 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				
測量技師補	人				
合計	業務	1.000			

打合せ等 業務着手時打合せ計上しない 中間打合せ 1 回 成果物納入時打合せ計上しない			第 0003 号 施工単価表 1.000 業務 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	業務	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
業務着手時打合せの有無			業務着手時打合せ計上しない		
中間打合せの回数			中間打合せ 1 回		
成果物納入時の打合せ有無			成果物納入時打合せ計上しない		
関係機関協議資料作成の回数			関係機関協議資料作成 0 回		
関係機関打合せ協議の回数			関係機関打合せ協議 0 回		

打合せ等 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 3 回 成果物納入時打合せ計上			第 0004 号 施工単価表 1.000 業務 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合計	業務	1.000			

津市

打合せ等 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 3 回 成果物納入時打合せ計上				第 0004 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	業務	1.000	当り		
条 件 名 称 業務着手時打合せの有無 中間打合せの回数 成果物納入時の打合せ有無 関係機関打合せ協議の回数			条 件 値 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 3 回 成果物納入時打合せ計上 関係機関打合せ協議 0 回		

SJ0010 実施設計					第 0001 号単価表 1 業務 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
与条件の確認および調査	式	1.000			第0002号単価表
実施設計の検討	式	1.000			第0003号単価表
実施設計図の作成	式	1.000			第0004号単価表
数量計算	式	1.000			第0005号単価表
概算工事費の算出	式	1.000			第0006号単価表
実施設計説明書の作成	式	1.000			第0007号単価表
照査	式	1.000			第0008号単価表
合 計	業務	1.000			

SJ0010 実施設計					第 0001 号単価表 1 業務 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	業務	1.000	当り		

SJ0020 与条件の確認および調査					第 0002 号単価表 1 式 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0030 実施設計の検討		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0040 実施設計図の作成		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0050 数量計算		第 0005 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0060 概算工事費の算出		第 0006 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0070 実施設計説明書の作成		第 0007 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0080 照査		第 0008 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				
合計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0090 鳥瞰図作成 A3サイズ1枚		第 0009 号単価表 1 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0100 協議用資料作成		第 0010 号単価表 1 機関 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	機関	1.000			
単位当り	機関	1.000	当り		

令和元年度 建整公園補第1－1号
香良洲高台防災公園実施設計等業務委託

数 量 総 括 表

レベル1 : 測量・調査計画

レベル1 : 設計・解析・調査

数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
01:測量・調査計画							
	応用測量				式	1	
		路線測量			式	1	
			中心線測量	測点間隔20m	km	0.3	
			横断測量	測点間隔20m 測量幅290m	km	0.3	
	打合せ				式	1	
		打合せ協議			式	1	
			打合せ等	中間打合せ1回	業務	1	
02:設計・解析・調査	公園緑地設計				式	1	
		公園緑地設計			式	1	
			実施設計		業務	1	
	打合せ				式	1	
		打合せ協議			式	1	

数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			打合せ等	着手時・中間3回・納品時	業務	1	
	その他				式	1	
		その他			式	1	
			鳥瞰図作成	A3サイズ1枚	式	1	
			協議用資料作成		機関	2	

特 記 仕 様 書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「令和元年度建整公園補第1-1号 香良洲高台防災公園実施設計等業務委託」(以下「本業務」という)に適用する。本業務を実施するにあたっては、三重県業務委託共通仕様書、本特記仕様書によるほか監督員の指示による。

(業務の目的)

第2条 香良洲地域は、周囲を伊勢湾、一級河川の雲出川と雲出古川に囲まれた三角州地帯である。香良洲地域のほとんどが海拔2メートル以下で、大規模地震に伴い大津波が発生した際には香良洲地域全域が浸水する恐れがあり、地域外へ避難する場合は、県道に架かる香良洲大橋、香良洲橋、津香良洲大橋の3橋梁を通行する方法のみであるが、3橋梁ともに老朽化が進んでいることから、巨大地震の発生時には香良洲地域全域が孤立する危険性がある。そのため、市有地を有効利用して海拔10メートルの高台を造成し、一時避難地としての地区公園となる香良洲高台防災公園を整備するものである。

本業務においては、香良洲高台防災公園(9.2ha)における諸施設について、整備工事に向けた実施設計を行う事を目的とする。

(業務箇所)

第3条 業務箇所は、別紙のとおりとする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和2年3月27日までとする。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は、以下の項目で構成する。

5-1. 測量業務

路線測量	中心線測量	L = 0.30 km
	横断測量	L = 0.30 km

5-2. 実施設計 A = 9.2 ha

(1) 与条件の確認および調査

- 1) 与条件や基本設計の把握と整理
- 2) 適用設計条件や設計基準の確認
- 3) 関連機関との調整内容の確認
- 4) 現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)

(2) 実施設計の検討

- 1) 基本設計内容の整合性確認
- 2) 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定

- 3) 安全性・機能性に関する検討と設定
- 4) 施工性・市場性に関する検討と設定
- 5) 維持管理性に関する検討と設定

- 6) 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定

(3) 実施設計図の作成

必要に応じて以下の設計図面を作成する。

- 1) 実施設計平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 2) 割付平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 3) 造成平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 4) 施設平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 5) 植栽平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 6) 供給処理設備平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 7) 造成断面図 (縮尺 1:50～1:200)

必要に応じて園路縦断面図や排水縦断面図を作成する。

- 8) 各種施設の構造図 (縮尺 1:10～1:50)

必要に応じて図面特記事項を付記する。

(4) 数量計算

- 1) 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- 2) 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

(5) 概算工事費の算出

物価資料による単価、または見積り徴収による単価に基づいた工事費を算出する。

なお、本業務の予定工事費は1, 850, 000千円(税抜)とする。

(6) 実施設計説明書の作成

検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

(7) 照査

設計計画の適正照査、設計方法や設計手法の妥当性の照査、成果品の内容の適正照査を行う。

(8) 鳥瞰図の作成

決定した内容に基づいて、対象地全体の俯瞰した鳥瞰図(A3サイズ、着色仕上げ)を作成する。

(9) その他

本業務にあたり、地元代表者による協議会並びに庁内関連部署との協議を行うため、必要となる資料の作成を行うものとする。

(打合せ)

第6条 以下のとおり行うものとする。

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計・測量業務の主要な区切り並びに成果品納入時(成果物案の打合

せ時を含む) において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

(3) 設計業務着手時及び成果品納入時 (成果品案の打合せ時を含む) における打合せには、照査技術者も出席するものとする。

(提出書類)

第7条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって下記の書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者・照査技術者選任通知書
- (4) 業務計画書
- (5) 委託業務完成報告書
- (6) その他発注者が必要とする書類

(成果品の審査及び納品)

第8条 成果品の提出にあたっては、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、成果品検査後であっても受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(疑義)

第9条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ、これを定める。

(成果品の提出)

第10条 納入する成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 実施計画図 | 2部 |
| (2) 実施設計報告書 | 2部 (金文字製本 A4 版) |
| (3) 各種数量計算書 | 2部 (報告書内) |
| (4) 工事費算出書 | 2部 (報告書内) |
| (5) 測量成果簿 | 2部 (報告書内) |
| (6) 照査報告書 | 1部 (報告書内) |
| (7) 打合せ記録簿 | 1部 (報告書内) |
| (8) 上記電子データ | 2部 (CD-R 又は DVD) |
| (9) その他必要資料 | 1式 |

(準拠図書)

第11条 受注者は、業務に当たり下記に挙げる図書に準拠して行う。また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| (1) 都市公園技術標準 | (国土交通省) |
| (2) 都市公園技術標準解説書 | ((一社) 日本公園緑地協会) |
| (3) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン | (国土交通省) |
| (4) ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり | ((一社) 日本公園緑地協会) |
| (5) ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル | (三重県) |
| (6) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 | (国土交通省) |
| (7) 遊具の安全に関する規準 JFA-SP-S:2014 | ((一社) 日本公園施設業協会) |
| (8) 造園施工管理 技術編 | ((一社) 日本公園緑地協会) |
| (9) 造園施工管理 法規編 | ((一社) 日本公園緑地協会) |
| (10) 屋外体育施設の建設指針 | ((公財) 日本体育施設協会) |

特記仕様書 (測量業務条件一覧表)

NO. 1

明示項目		明示事項 (条件及び内容)
ア 適用基準等		設計業務等委託契約書
	☒	測量業務共通仕様書 (三重県) 【平成27年11月制定】
	☒	部分改正を行った内容も含む (最新改正 平成30年11月)
	☒	三重県公共測量作業規程 (作業規定の準則 (平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号及び平成28年国土交通省告示第565号により一部改正) 準用)
	☐	用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。
	☐	三重県土地改良事業測量作業規程 (農林水産省農村振興局測量作業規程準用)
イ 業務計画等	☐	その他 ()
	☒	契約締結後14日以内に測量作業計画書 (作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。) を監督員に提出する。
	☒	業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。
	☒	業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。
	☒	本測量作業に使用する主要機器 (トータルステーション、トラセシット、レベル、光波測距儀等) については、第三者機関で検定を行いその証明書の写しを測量作業計画書に添付すること。
	☒	本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、 (☒ 既設の基準点 (1～4等三角点又は1～3級基準点) ☐ 任意の基準点
	☐	他業務において設置されている基準点) とする。
	☐	その他 ()
ウ 成果の提出	☒	作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したもののについては除外する。
	☒	電子記憶媒体で提出すること。
	☒	本業務における成果物の提出部数は、 (☐ 3部 ☒ (2) 部) とする。
	☐	指示する期日までに提出する成果物あり。 ()
	☐	検査用として成果物の印刷物 (A4版簡易フレイ尔、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ) を1部提出する。
	☐	その他 ()
エ 工程関係	☐	別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名)
	☐	関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり)
	☐	その他 ()
オ 資料の貸与	☒	発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 (既存測量成果(詳細については別途協議))
カ 業務条件	☐	業務条件は下記のとおりとする。
	☒	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
	☐	配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。
キ その他	☐	その他 ()

(注) 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。

2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。

3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO.1

明示事項（条件及び内容）	
明示項目	
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成30年11月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年7月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成30年11月） ☐ 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） 【 年 月制定】 ☐ 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 ☐ 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体で提出すること。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3部 ☒ （2）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☐ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイ尔、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ その他（ ）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 ） ☒ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☒ その他（地元代表者による協議会への提示資料の作成必要あり）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 建設部門都市及び地方計画科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） RC CMの資格保持者（ ☒ 都市計画及び地方計画又は造園部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 ☐ その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示事項（条件及び内容）	
カ 照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ 照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ） ☒ 技術士 （ ☒ 建設部門都市及び地方計画科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ RCMの資格保持者（ ☒ 都市計画及び地方計画又は造園部門、 ☐ 部門を問わない） 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） ☐ 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） ☒ その他（ 別途協議 ）
キ 打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せ回数は3回とする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 設計業務着手時 ☐ 中間打合せ 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （平成27年度建整公園担当第1－3号（仮称）香良洲高台防災公園基本設計業務委託）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

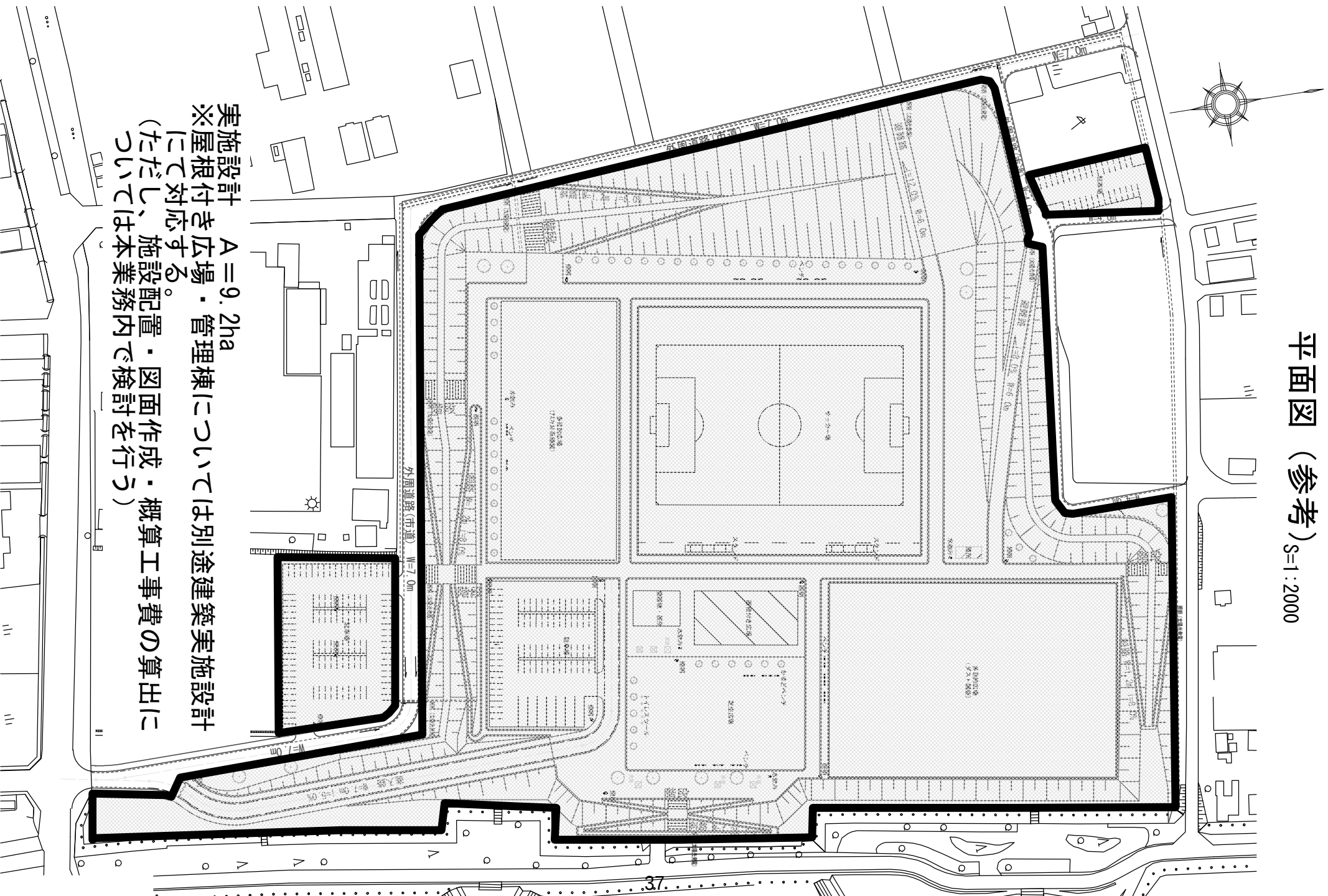
特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。
コ その他	☒ 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。

- (注)
1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

平面図 (参考) S=1:2000



実施設計 A=9.2ha
※屋根付き広場・管理棟については別途建築実施設計
にて対応する。
(ただし、施設配置・図面作成・概算工事費の算出に
ついては本業務内で検討を行う)

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年津市訓第７６号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。